

令和5年度王滝村障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針（案）

令和5年4月1日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、村の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。（別表1参照）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、別表2のとおりとする。

6 調達の推進方法

- (1) 調整担当部署は、年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案のうえ、障がい者就労施設等からの調達の目標を決定し、村ホームページ等により公表する。
- (2) 各所属は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、村財務規則など関連規程に従い、随意契約方式を活用しながら、障がい者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。
- (3) 各所属は、障がい者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲内で、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。
- (4) 調整担当部署は、本方針及び郡内の障がい者就労施設等の情報を庁内に周知し、

障がい者就労施設等からの調達の推進を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、村ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和5年度の調達目標額は、令和4年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

9 進行管理

調整担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

10 調整担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、福祉健康課福祉係が行う。

11 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

12 施行日

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

	就労施設名等	施設等の概要
(1)	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
(2)	特例子会社	障害者の雇用に特別な配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度障がい者多数雇用事業所の要件(①～③の全てを満たすこと。) ① 障がい者の雇用者数が5人以上 ② 障がい者の割合が従業員の20%以上 ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
(3)	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。
その他	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業をにっせん・仲介する業務を行う。

別表 2

	品目	具体例
物品	1. 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	2. 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	3. 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	4. その他の物品	机・テーブル、椅子、シャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	1. 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	2. クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	3. 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	4. 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	5. 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	6. その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文章の破棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など